

アメリカ合衆国における専門的法学教育と徒弟制度

—過去、現在および将来—

チャールズ・D・ワイセルバーグ

(カリフォルニア大学バークレー校ロースクール教授)

訳 中村良隆 (名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

はじめに

私はアメリカ合衆国の法学教育を取り巻く問題点を理解するための基盤を提供したいと思う。私は本日の報告で、3つの主題を扱いたい。

1. 我々はどうやってここに到達したのか：

アメリカ合衆国における法学教育の発展

我々はアメリカ合衆国に現在ある大学のロースクールと、そこでケースメソッドを使っていることを、法学教育は常にそのように行われてきたと考えることがよくある。しかし、決してそうではない。アメリカ合衆国における法学教育の歴史はきわめて興味深い。我々は学生に実務の準備をさせることができるのか、経験的学修の役割、ロースクール教育による民主的原理の涵養、司法へのアクセスをいかに改善すべきかなどについて、長く議論がなされてきた。ロースクール教育の歴史は、公的資金の重要性も明らかにしている。

2. 法学教育と法律専門職の近年の発展と今日直面している困難

これらの問題については他の報告者がより詳しく扱うことになるので簡潔にのみ論

じることにする。困難のいくつかは法律専門職の構造と法的サービスの需要が地球規模で変化したこと、法学教育のコストの高さ、弁護士会がより実務を重視した授業にこだわっていること、弁護士試験と我々が実務弁護士に期待するものとの食い違い、多くのロースクールからの卒業生の就職率が低いことによって生じている。

3. アメリカ合衆国における法学教育と専門職研修の将来

私は、法学教育の歴史をとおして、我々が今分岐点に立っていると論じたい。私は率直な議論を提示する。私はカリフォルニア大学バークレー校ロースクールで教職だけでなく、ロースクールの行政職に就いているが、私の見解は個人的なものであり、私が述べることは、ロースクールや大学の見解でないことを断っておきたい。

1. 我々はどうやって現時点に到達したのか

米国における法学教育の歴史を考察した場合、多くの人は徒弟制または単独型の(proprietary)ロースクールから、大学内にある大学院としての専門的ロースクールに移行したことに着目する。私もそこから

はじめたいが、弁護士会および専門職組織の構造が、米国の法学教育の形成に大きな影響を与えたこと、ならびにカリキュラムの発展が経験学修よりも教室での講義を重視していたことを付け加えたい。

建国当時、徒弟制度は既に存在していた。法学教育を試みていた大学はほとんどなく、最重要の初期の教育機関はリッチフィールド・ロースクールのような単独型の学校であった。それは、1784年ごろのタッピング・リーブ裁判官の法実務からはじまった。それが最初のロースクールでなかったとしても、最初に全国的に名声を博したものであることは確かである。1921年に、カーネギー財団のためにアルフレッド・リードが書いたとても重要な法学教育の歴史の本¹によれば、1833年までに、リッチフィールド・モデルに基づく10校以上の単独型ロースクールが存在した。ハーバード大学は、この時期にロースクールを立ち上げた。他の大学も、多くの場合、実務に強い既存の単独型ロースクールを吸収する形でロースクールを開設した。例えば、イエール大学はニューヘイブン法律事務所の作った私立のロースクールを引き継いだ。個々人は純粋な徒弟制のみで弁護士会の会員となることができた。徒弟制はまだ生存し、繁栄していたのである。しかし、ロースクールは一気に徒弟制の代替（または補足）手段となり、その手段が単科大学または総合大学内で手に入るようになったのである。

もちろん、大学の多くが法学を学ぶための課程を提供するようになったということ

は、それらの課程が、期間や内容において統一されたものであったということを意味しない。単位数や学生数、入学のために必要な学歴、得られる学位などが異なっていた。ハーバード大学は最も影響力のある先駆者であった。ハーバードのクリストファー・コロンブス・ラングデル大学院長(Dean)は、上級裁判所の判決を分析し、その論理を解明することにより、ケースメソッドを編み出したことで知られている。ラングデルはまた、法のとらえ方を、訓練および人々がこの訓練によってどのように教育されるべきかということなのだと表現した。彼は、法は科学であり、図書館が法学教育の中心であると論じた。ハーバードの法学教員の採用はこの見解を反映したものとなっていた。ほとんどのロースクールの教員は実務家によって占められていたが、ラングデルの理想像は、法を学ぶ経験を積んだ者であって、法律実務の経験を積んだ者ではなかった。ハーバードの教員採用の特筆すべき一例は、1873年にジェームズ・バー・エイムズを採用したことである。彼はラングデルの理想にかなう直近の卒業生であり、ケースメソッドを用いた。歴史家であるロバート・スティーブンスによれば、エイムズは「ハーバードにおいてケースメソッドを信仰の域にまで高めることに成功した²。」ハーバードのケースメソッドに利点が存在することは他のロースクールにも明らかとなった。その利点には、学生と教員との比率はおおよそ75対1でよく、教員の給料がよくなったことが含まれる。1902年までに92校中12校がケースメ

1 (訳注) ALFRED Z. REED, THE STUDY OF LEGAL EDUCATION (NEW YORK: CARNEGIE FOUNDATION, 1921).

2 ROBERT STEVENS, LAW SCHOOL: LEGAL EDUCATION IN AMERICA FROM THE 1850S TO THE 1980S 38 (1983).

ソッドを採用しており、1907年までには30校を超えた。「科学、見かけの実用性、エリート主義、財政上での成功、および『法律家のように考えること』が『無敵の組み合わせ』を生み出した³」とスティーブンズは述べている。

いくつかの職能団体と、その団体とロースクールの発展との関りについて考察してみるのは興味深いことである。アメリカ法曹協会（American Bar Association, ABA）は、当初はケースメソッドに軍配を上げなかった。その理由として考えられることの1つは、ケースメソッドが事件や訴訟中心のものであったのに対して、弁護士の主導権が訴訟代理人から、取引をまとめる仕事をする者に移ってきていたことである。しかし、ABAのケースメソッドに対する重大な反対論は、19世紀の終わりに提起された。ABAは法学教育の質を高めることに関心があった。ギルドの維持と専門職への参入障壁を高めるのにも関心があったと言えるかもしれない。アメリカ法科大学院協会（Association of American Law Schools, AALS）は、実務家や教員ではなく学校が加盟できる組織として、1900年に設立された。加盟校は、少なくとも2年間の教育課程、図書館へのアクセス、高校の卒業証書を取得済みの学生を入学資格としている必要があった。その後まもなく基準が引き上げられ、1907年に2年制のロースクールはAALSの加盟資格を否定された。ABAが当時のエリート弁護士の多くを含むものであるならば、同様にAALSは最も優秀なロースクール（一般的に大学内にあるもの）

から成り立っていなければならない。AALSは本質的にカルテルであって、その提案する改革案は教育の水準を引き上げるというより、市場を支配しようとするものだ」と論じる者もいた。同じ時期に、州は卒業すれば弁護士資格を与えるのではなく、試験を通じて弁護士会への入会を認める方向に進んだ。ABAは早くも1892年には試験による弁護士資格取得を支持するようになった。この時期、ハーバードは3年間のカリキュラムおよび大学院レベルでの法学教育を先導した。

これらの発展は20世紀初めにも続いた。依然として、単独型ロースクールや徒弟制は存在していたが、大学を基盤としたロースクールが勝利を収めることになった。いくつかの興味深い戦いがあった。例えば、ボストンには、ハーバード大学とボストン大学に確固としたロースクールがあった。しかし20世紀の初め、2つの単独型ロースクールが開校し、弁護士になれる途を広げようとした。学校の1つは、YMCAにより設立された。もう1つは、サフォーク・ロースクールと呼ばれ、創立者であるグリーンソン・アーチャーの事務所から生まれたものである。スティーブンズによれば、YMCA校は貧しいが「価値ある者」を救うと考える地方のエリートの支援を受けたが、サフォーク・ロースクールはそのような支援なしにハーバードとしぶとく戦った。YMCA校は、次第に、ノースイースタン大学ロースクールとなった。（同校は今なお、奉仕の使命を持ち、経験主義教育を重視している。）何十年か後に、サフォーク

3 *Id.* at 64.

クは当時全米で最大規模のロースクールとなり、実務重視の手法をとった。グリーンソン・アーチャーは、自らの学校のことを民主化のための機関であると考えていた。彼は、アメリカ社会には2つの危険が存在すると述べていた。「アカ」すなわち共産主義者と、「真紅 (Crimsons)⁴」すなわちハーバードの出身者である。彼は、自分の学校がこれら双方と戦うための手段であるとみなしていた。

私は、徒弟制や単独型ロースクールを美化するつもりはない。私は、規制のない場当たり的な実務家の下での徒弟制が、法律実務の責任ある基盤となるとは思っていない。実務家によってほとんど運営されている単独型ロースクールもまた、答えとなるものではない。しかし、これらの教育法から離れたことにより、教育への参入障壁を高め、実務よりも理論を強調することになったということを理解することは重要である。1921年の報告書において、アルフレッド・リードは、後者の理由で多くのロースクールを批判している。法律実務の準備をさせるというのは、法の理論的知識だけでなく、実務的訓練も含むべきものだと彼は論じた。

また私は、大学内の環境において、20世紀前半に実務中心の教育が完全に締め出されてしまったと主張するつもりもない。臨床法学教育の発展をよく知っている者は、ジョン・ブラッドウェイおよびジェローム・フランクのような改革者が、教室での

学修に加えて臨床教育を含めるよう提唱したことを知っている。そして、ブラッドウェイは南カリフォルニア大学 (USC)、ネネシー大学、デューク大学のようなロースクールにおいて、クリニックを設けた。クリニックは他のロースクールにも設立された。ただし、実務中心の教育、経験学修は、ほとんどの大学内ロースクールにおいて前面に出ることはなかったと言うのが公平であろう。

20世紀における近代的ロースクールの発展において他の重要な影響をいくつか指摘したい。その一つは大恐慌と、ニューディール期における米国での行政機関の発展であり、それが法と法学教育の複雑さを増したのである。大恐慌により、労働市場が縮小し、有名なロースクールは、YMCAのロースクールや夜間・単独型のロースクールを攻撃するようになった。他の重要な影響は第2次世界大戦と、その後のGI法案⁵が退役軍人の教育のための財政支援を豊富に提供したことである。戦争中の1943年、ロースクールの入学者数は6,400人にまで落ち込んだ。いくつかのロースクールは閉鎖され、再開されることはなかった。しかし、1947年までには、GI法案の助けによって入学者数は51,000人にまで膨らんだ。

1960年代初頭に起きた少なくとも2つの発展についても言及しておきたい。その1つは、フォード財団および専門職に伴う責任のための法学教育会議 (Council for

4 (訳注) 真紅 (crimson) はハーバード大学のスクールカラーである。

5 (訳注) The Servicemen's Readjustment Act of 1944, ch. 268, 58 Stat. 284, 38 U.S.C. § 694 *et seq.* 第2次大戦後、復員した元兵士の社会復帰を促す目的で制定された連邦法で、退役軍人は、自宅の購入や、就職・就学のために、連邦からの補助金または低金利の融資を利用できる。See, Career after Military, <http://www.careeraftermilitary.com/faq/can-you-go-to-law-school-on-the-gi-bill/>

Legal Education for Professional Responsibility) の当初の助力により、近代的な臨床法学教育が確立されたことである。クリニックは、最初は民事法律扶助を行っている組織や、公設刑事弁護事務所 (public defender offices) をモデルとして作られた。今や我々は、目が回るほど多彩な領域と多様なモデルにおいて、ロースクールのクリニックを有している。現場研修 (field placement)、シミュレーション・ケースの爆発的多様化をこれに加えることができるかもしれない。第2の発展は、ロースクールで教えられる科目が大幅に増えたことであり、経済学・歴史学・社会学・心理学・政治学その他の専門家や教員を引き寄せることにもなった。

ここまでの話を要約してみたい。米国における法学教育は当初は徒弟制度であった。19世紀後半までに、一定期間法律を学ぶ期間があり、その後で弁護士試験を受けるようになった。ロースクールははじめは実務家との徒弟制の代替手段として発展したが、ABAやAALSのようなエリートからなる強力な組織の助けによって、徒弟制により弁護士会に入会を認められるという代替手段を締め出すまでになった。ロースクールは、例えばGI法案のように公的な補助金を受けられることによって、大いに助けられた。次第に、ABAが認証するロースクールが他の学校にとってかわり、ロースクールへの入学基準も引き上げられた。

我々は、制度に寄与した他の要因をさらに挙げるができるかもしれない。ABA認証ロースクールの優越とともに、カリ

キュラム、基準および弁護士資格を認めるやり方について、相対的な同質性がみられる。我々は依然として単一の弁護士会を持ち、特定の法域 [≡州] において実務を行うことが認められれば、すべての種類の事件、顧客、法的問題を扱う公的な許可を得たことになる。このことは、単一の弁護士会について単一の入会を認めるやり方だと考えられるかもしれない。最後に、ほとんどのロースクールにおける法学教育のコストは非常に高い。単一のやり方をしているために、コストの低い代案を多く提供することが困難になり、さまざまな理由で支出が増えているが、その中には、多くのロースクールがU.S. News & World Report誌のランキング⁶を上げようと努めていることも含まれる。競争と学費値上げの時代において、多くのロースクールがやっていけるのは、学生にとって支払い猶予を利用することができるからである。彼らは法学教育のためのローン进行を借り、また、特定の借主の借金を免除したり、25年の長期にわたって返済ができるようにする連邦補助金によるプログラムを利用している。

II 最近の発展と克服すべき課題

最近の法学教育が直面している課題 (challenges) については、この会場にいる多くの人が知っており、ショーナ・マーシャル教授の発表でより詳しく検討される。私は残りの議論をするためにいくつかの最も重要な点だけに触れたい。はじめに責任を限定する言い訳 (disclaimer) を申し述べておく。私はバークレーに15年お

6 (訳注) See U.S. News & World Report, 2019 Best Law Schools, <https://www.usnews.com/best-graduate-schools/top-law-schools>

り、このことが私の見方を形作っていることを私は知っている。バークレーは、自らがトップ10に入っているとみなしている約20校のロースクールの1つである。我々は最近の発展の影響を受けてきたが、少なくとも他のロースクールと比較してみると、それほど左右されないできたといえる。

2007年後半に始まった金融危機は、世界経済、そして法律専門職に甚大な影響を及ぼした。大手の法律事務所は、何千人ものアソシエイト弁護士を一時解雇にし、雇用は急落し、パートナー弁護士は経営参加権（equity）を持つ立場を失い、法律実務の多くの構造が変化したと多くの人が論じている。我々は、多くの法律業務が外注に回されるのを見てきた。それには、グローバル経済の中でこれらの仕事のいくつかを外国に発注することも含まれている。もちろん、不景気の影響を受けたのは大手だけではない。単独型で実務を行っている者、小規模の事務所の弁護士、政府に務める弁護士も皆、影響を受けた。このことはロースクールにまで波及し、あらゆるロースクールは卒業生を彼らの望む条件であれ、選り好みをしなかった場合であれ、実務弁護士の地位につけるのがより困難になった。

ブライアン・タマナハやビル・ヘンダーソンのような法学教育の現行の構造およびやり方の有力な批判者は、過去数十年間と比較して授業料が途方もなくつり上がり、ロースクールの卒業生の借金の負担も重くなったことを指摘する。彼らによれば、現状は維持できるものではなく、ロースクールの学生および卒業生、ならびに公衆一般にとっても役に立たないという。ブログの

作者その他の者には、ロースクールは悪しき投資だと書かれている。もっともこの点は、ロースクールの学位はたとえば法律実務に就かないとしても大きな経済的価値があるという異論があるかもしれないが、将来学生になろうとする者は、批判者の言うことの方を聴くだろう。時間差はあるが、ロースクールの出願者数は過去数年間で急落している。バークレー・ロースクールの出願者数も2009年秋以降2桁台の割合で下がり続けている。多くのロースクールは授業料を値下げしたり、据え置きにしたりして、出願者をめぐり激しい競争が起きている。U.S. News誌に掲載されるLSAT（ロースクール適性試験）やGPA（成績評価値）のランキングを気にして、特定の出願者層について競争が最も激しくなっている。また、複数のロースクールを抱える都市においては、競争が特に熾烈である。

雇用減少の影響を受けたこと、および授業料収入が下がったことは、他の科目の専門家よりも多額の給料を法学教員に支払い、おそらくランキングの面でロースクールの研究面での評判を維持または上昇させる必要から、研究業績にも高額の報酬を与えてきたロースクールにとって、克服すべき課題を確かに提起した。主要な法律事務所における雇用は安定してきているのかもしれないが、過去数年間の大手事務所の新人弁護士採用の落ち込みは、これらの仕事を得る卒業生、授業料の値上げ、授業料で得た収入を使って政府や公益の仕事を得た学生に（少なくとも一部の学生について）補助金を与えるということの上に積み上げられてきたロースクールにとっても課題となっている。

弁護士会は黙ったままでいたわけではなかった。私の同僚であるクリステン・ホームクィスト講師は、このことについてより多くを語ってくれると思われるが、ニューヨーク州およびカリフォルニア州の弁護士会は入会の新たな要件を提案している。カリフォルニア弁護士会は、プロボノの要件を課し、おそらくロースクールにとってより重要なことには、15単位の適性研修の要件を課している。弁護士会の承認した徒弟制をもって、15単位の一部または全部に替えることができる。弁護士会理事会(State Bar Board of Trustees)はこれらの要件を承認した。ただし、それらを実施するための規則をこれから起草し、それからその提案をカリフォルニア州最高裁判所が承認しなければならない。本日午前中遅い時間に登壇するマーシャル教授は、この提案を起草する弁護士会の特別委員会のメンバーであった。

これに加えて、ABAは法学教育の将来についての特別委員会(Task Force)を立ち上げた。同委員会は2013年9月に暫定版の報告書および提言を公表した⁷。この報告書はたいへん興味深い文書であり、米国における法学教育の歴史と役割を概観している。この文書は潜在的な学生のための良質の情報の重要性、法学教育の価格設定と財源確保、雇用、ロースクールの目的と業務、ロースクールの文化に焦点を当てている。主要な職業団体および認証機関の視点からは、ロースクールの財源確保の再構築、ロースクール間で一層同質性を高めることの実験、法に関する教育、法学教育の価値、お

よびロースクールは学生に実務の準備をさせるための試みというよりも、学問のための機関であるという[過去の]信念(多くのロースクールにはそのような信念をこれまで有してきたといわれているが)を変える[べき]ことを伝えるような課程を推奨している。この暫定版報告書は議論の土台となる文書であるが、それが一石を投じた議題は重要なものであることは確かである。

ABAの特別委員会と同時に、ABAの法学教育・弁護士資格付与審議会が、認証基準に若干の変更がありうるかもしれないというコメントを出した。ありうる変更点の1つは、少なくとも6単位の経験学修で原則、理論、技能および法曹倫理を統合したものを要件とするということである。そしてちょうど3日前(12月13日)にABAは経験学修を6単位から15単位に増やした追加の変更基準を発表した。カリフォルニア州弁護士会からの提案とは対照的に、ABAは単位となる技能の授業、クリニック、または現場研修により15単位を充たすことができるとしている。ロースクールの単位に替えて、弁護士会の認めた徒弟制を用いることはできない。この部屋の後ろの方に、特別委員会の報告書が何部かあるが、それは最新の変更されるかもしれない基準を示しているものである。

どうしてこのような組織が今動いているのか不思議に思う人もいるかもしれない。弁護士会はロースクールの学生と卒業生の苦境、彼らの高額の借金と就職の見込みに関心があることはもちろんである。たとえ

7 (訳注) ABA Task Force on the Future of Legal Education, Draft Report and Recommendations, Sept. 20, 2013, https://www.americanbar.org/content/dam/aba/images/news/PDF/draft_report_of_aba_task_force_september_2013.pdf

返済猶予プログラムがあるといっても、特に彼らが「年収」6万ドル以下の公益または小規模事務所の仕事についたり、まったく法律関係の就職口を見つけられなかった場合には、15万から20万ドルもの借金を抱えた卒業生を見るのはつらいものである。こうした規制「基準の引き上げ」は、自分の経済的利益のために活動している弁護士が提案したものに違いないと論じる者もいる。依頼人である企業は、大手の事務所で新人弁護士の労働時間にお金を払いたがらないと広く報じられている。これらの改革のいくつかは、研修期間に補助金を出すよりも、高額な請求書に見合った新人弁護士をロースクールに育成させようとする努力により拍車がかかったと示唆する者もいる。理由は何であれ、改革の呼びかけは力強いものであり、また強力な組織から発せられている。

Ⅲ. 将来の展望

ここで、将来についての私の考えをいくつか述べさせてほしい。

1つの論点は、法学教育は本当に危機と変革の時期にあるのかということである。私は、それは立場によって異なるのではないと思う。いくつかのロースクールは、他のロースクールよりもはるかに深刻な影響を受けている。全米規模で、出願者の数が減少し、ロースクールに経済的負担がかかっていることは確かである。このことは長期的な変化を反映しており、法律実務の再構築を伴うものであるといえるか？私はそう思いたい、懐疑的な人もいることは承知している。ブライアント・ガース教授は、過去数年の「ロースクールの危機」と

いわれているものと、大恐慌時代に議論されていたものとを比較する論文を最近執筆した。長期的にみれば、危機を警告している者がいほど、大きな構造は劇的に変化していないと彼は論じている。この話題については、マーシャル教授から後でまた話をきくことができると思う。私自身の見解は、現状を危機と呼ぶかどうかにかかわらず、我々は法律専門職の正真正銘の変化のときを迎えており、法学教育も変わるかもしれないというものである。

先ほど述べた歴史に部分的に基づいて、私はこれらの結論に達した。経済は循環するということ、およびロースクールでは主に学問的な訓練をするのか、それとも実務の準備をするのかを100年以上も議論してきたということを指摘して、現在の改革提案を斥けたいと思うかもしれない。しかし、私の見るところ、現在の環境と実務の準備をめぐる議論は、明らかに異なっているように思われる。

1つの点を挙げると、20世紀の初頭、ABAおよびAALSは一致団結して大学内ロースクールへの動きを支援し、ロースクールがケースメソッドと主に理論的な手法を用いることを支持した。今日、改革の動きは各州の弁護士会が先導しているように思われ、主導権を握っているところが異なる。州弁護士会は、ABAのようなエリート組織ではない。それらはより広範な実務家を含み、全体として弁護士という専門職をよりよく代表している。カリフォルニア州弁護士会の動きは注目すべきものである。カリフォルニア州弁護士会は、私のロースクールやその他のほとんどのロースクールを認証していない。それはABAの役割で

ある。しかし、もしカリフォルニア州弁護士会が実務を認める要件を設定したならば、全米のロースクールのカリキュラム改革を引き起こすことになるであろう。多くのロースクールは卒業生の何人かをカリフォルニア州に送りたいと思っているからである。ABAが認証基準を変更せざるを得なくなるかもしれない。ABAが15単位の提案についてのコメントを発表したのは先週であると私は言ったが、カリフォルニア州弁護士会役員会がその案を認めてから2カ月も経っていない。各州の弁護士会は、特にABAの法学教育・弁護士資格付与審議会と比べると、学者の言うことにとらわれなくなっているといえる。

さらに、法律実務の変化が実務家に影響を与え、大手エリート法律事務所の地位が下がっている。私はこれが短期的な低下であるとは思わない。大手法律事務所内の規範は何十年もかけて発達してきた。パートナーはもはや閑職ではない。ほとんどの法律事務所において、パートナーの報酬は横並びではない。その人の稼ぎはその人の業績による。法律実務のグローバル化はこれらの変化に一致した属性をもたらしめている。私は法律事務所とその実務の再構成は、古い規範を消し去り、競争の圧力に対応するために何年もかかって生み出されたものであると見ている。そこで今こそ、エリートのABAといえども、特に法律事務所の底上げのために、いくつかの改革を支持する時期かもしれないのである。そしてより小規模の個人事務所の環境においては、普通の個人は、法的需要のために弁護士を雇おうとしても、依然として困難であるということとは否定できない（以前より困難に

なっているとはいえないとしても）。弁護士の人数が増えているにもかかわらず、弁護士に対するアクセスには著しい障害が存在しているのである。山口教授および私の同僚であるジェフリー・セルビン教授がこのシンポジウムでこの論点について扱ってくれると思う。

将来どんな結果が生じうるだろうか。

1つの可能性は、私の予測が間違っていたということである。変化は起こらず、カリフォルニア州弁護士会の提案はカリフォルニア州最高裁によって採択されず、またABAも認証基準を改定しなかった場合である。この場合、少なくなった出願者を獲得する競争のために、どのような変更をするかはロースクール次第ということになる。多くのロースクールがすでにカリキュラム改革に着手している。ロースクールがどのように市場の圧力に対応し、米国においては実務の準備ができた卒業生を求める声に対応してきたかについては、上柳教授とマランヴィル教授の発表を楽しみにしている。しかし私はロースクールは統一的な方法では対応していないと思っている。カリキュラム改革の努力は、そのロースクールの卒業生に、その州の市場しかないか、それとも全米の市場があるか、そのロースクールのライバル校がどんなことをしているか、そのロースクールの財政状況、今いる教員の嗜好や哲学によって異なるのではないだろうか。

もう1つの可能性は、私の予測が正しく、広範な変化が到来した場合である。その場合、変化はいろいろな形をとると考えられる。約15単位の経験学修が要件とされれば、多くのロースクールは、経験がないな

りにその要件を遵守しようと努めるであろう。現場研修が行われるのはごくわずかな場所に限られ、ほとんど賛同はなく、監督も一方向に限られるかもしれない。しかし私は、多くのロースクールが、定期的な現場見学とセミナーを伴った質の高い現場研修ともに、広範でよりよく統合されたクリニックおよびシミュレーションの授業を発展させることを望みたい。

理論と実務を統合したいという私の望みは楽観的に過ぎるかもしれない。だが私はそのような望みを持たずにはいられない。この望みは、学生に実務の準備をさせるにはどのようにすれば一番よいかという私の信念によって形成されたものであるからだ。私のことを知っている者は、私が学生は理論、技能および価値を一緒に学ぶことによって、最もよく準備ができると信じていることに驚かないであろう。これが2007年のカーネギー・レポートの基調であったのである。私はまた、素晴らしい論文により、カーネギー・レポートはこれらの教育の3つの側面を単純化し過ぎ、理論中心およびケースメソッドでは、学生に法律家のように考えることを教えることすらできないと論じた私の同僚、クリステン・ホームクィスト講師にも同意したい。私はケースメソッドと法理論ばかりに依拠した法学教育は、学生に実務の準備をさせるのには大いに劣った方法であると思っている。

もう1つの可能性は、私は実現の見込みは低いと考えているが、我々が統一の弁護士会制度という構造を見直すことである。JDの学位を必要としない法律専門職を持つこともできる。おそらくは、税務弁護士

(税理士)や特許弁護士(弁理士)のような隣接法律職を持つこともできる。しかし、彼らが何をするのが許され、どのようなときに完全な資格を持つ弁護士の助力が必要なのかを正確に定めるのが困難であることなどの理由により、私はそのようなことはありそうにない考える。

最悪のケースは、ABAと州弁護士会が次第に、理論教育をより短期で行った後にJDの学位を与え、その後で間をおいて徒弟制や監督付きの実務研修を行えばよい(例えば、JDの学位をとるために2年間教室で学修し、1年間は卒業後、収入のないインターンを行う)という実験を認めるようになることである。学修は実生活から遮断され、教室での指導は現実の生活の複雑さや乱雑さを欠くことになるので、これは最悪の結末である。私の同僚が論じるように、教室での構成要素は、学生に法律家のように考えることすら教えることはできない。私が怖れるのは、極度の経済的圧力にさらされているロースクールは、このやり方を魅力的だと思い、比較的安価な教室での教育を行うようになるかもしれないということである。一旦いくつかのロースクールがこの「安直な」途をとれば、競争している他校がそれに抗うのは難しい。いくつかのロースクールにとっては、これが終身在職権を有し、多くの組織で中心的な力を有する、教室で法理論を教えている教員に仕事と給与を維持する方法かもしれない。このことが生じれば、実務の構成要素は、注意深く構成されたり緊密に監督されたりすることがなければ、監督や経験にほとんど、または全く品質管理のなされない、古い徒弟制に類似したものとなる。私はこれ

が日本の司法研修所の状況であると言いたいわけではないが、このシンポジウムで予定されている、四宮教授による日本の法科大学院修了後の徒弟制の検討にはとても興味がある。

しかし、私の楽観的な希望は、現在の状況が良い方向での変化につながってほしいということである。教員は自分たちが育てる卒業生のことを真剣に考え、それに従ってカリキュラムを設計するならば、私は良い方向での変化が起こる可能性が最も高いと考えている。多くのロースクール、特にU.S. News & World Report誌のランキングで上位に入りたいと熱望している学校では、何人かの教員が自分たちは学生に法律実務の準備をさせているのではないと主張することがよくある。むしろ、自分たちは、卒業生を大学、政府、民間企業および法律専門職のキャリアに備えさせる思考および分析の体系を教えているというのである。このような主張は、今に始まったことではない。

1921年に、アルフレッド・リードは法学教育に、実務研修、法の理論的知識、一般教養（他の関連する科目）を含めることの重要性を記述した。彼は法律実務にとってこれらすべてが重要であると考え、（当時の何人かとは反対に）これこそが学生がロースクールに入学する理由であると信じていた。以下は、19世紀後半および1921年にロースクールにおける学生の目的について彼の述べたことである。

「圧倒的多数の学生は、当時も今も、ロー

スクールに行き、弁護士試験を受け、特定の法域〔州〕で法律実務を行おうという意図を持っている。教員または学者になろうという意図を抱いているか、または、上品な教養、自己の私的な財産を運用するための助け、政治家になるための入り口、もしくは生計を立てるよりよい手段が見つからなかったときの備えとして法を学ぶ者はわずかである。しかしこれらの者は一般大衆の中に埋没していると言ってよい。すべての専門職学校が存在する主要な目的は、身近な法律問題（private law）の実務家に訓練を施すことである⁸。」

私は、ABAの最近の特別委員会報告書が、「法律に関連したサービスを提供することを教えるためにロースクールが存在していることをはっきりと認識すべきである」という見出しの下に全体の議論がなされていることを印象深く感じている。

より明確に述べると、私はまた、法学教育は民間企業、政府、NGOその他の環境において、申し分のないキャリアの基礎を提供するものであるという見解を共有している。しかし、ロースクールの学生の圧倒的多数は、弁護士資格を取得し法律実務をするために、ロースクールの3年間を費やすのであるという信念にこだわりを持っている。ロースクールにおける教育は、たとえ法律実務の仕事を見つけることができなくても、卒業生に持続する経済的な見返りを与えるかもしれない。しかしながら、法律実務をするためにロースクールに入学した人がその夢を実現できず、その訓練を法

8 ALFRED ZANTZINGER REED, TRAINING FOR THE PUBLIC PROFESSION OF THE LAW: HISTORICAL DEVELOPMENT AND PRINCIPAL CONTEMPORARY PROBLEMS OF LEGAL EDUCATION IN THE UNITED STATES WITH SOME ACCOUNT OF CONDITIONS IN ENGLAND AND CANADA 276-77 (1921).

律専門家として役立てることができないのであれば、私はそれを成功とは認めない。もちろんロースクールは授業や課程を提供し、学生に多様なキャリアのための準備をさせているかもしれない。しかし、私は、ほとんどの学生が法律実務の準備を求めているという事実でロースクールが目をつぶってよいとは思えない。

ロースクールと教員が学生の目的および彼らがロースクールに入学することを選択した理由を注意深く考慮し、そしてそれに従ってカリキュラムを設計するならば、将来に希望が持てる十分な理由があると私には思われる。衝撃的な変化も、ときには良いものとなりうるのである。

【2015年8月1日のアップデート】

2013年12月のSho Satoシンポジウムから18ヶ月の間にいくつもの重要な発展があった。まず最初にロースクール外の発展について述べ、次に法学教育に対する影響について評価してみたい。

アメリカのロースクールに対する市場圧力は落ち着いてきているように見える。何年も入学者数の落ち込みに苦しんだ後、ロースクールは、新入生のクラスの規模が小さくなるのは一時的ではなく永続的なことであるという事実を受け入れた。2015年秋のロースクールの申込者数は、2014年秋よりもさらに少ないが、減少率は小さくなっている。ロースクールにとって良いニュースは、ロースクール適性試験 (LSAT) を受ける学生の数が増加に転じたと思われる

ることである⁹。[卒業後の] 雇用の見通しもわずかながら明るいものになってきている。2014年の卒業生については、前年よりも法律関係の仕事への就職率が高く、弁護士試験合格が必要な長期またはフルタイムの職位では、最も良くなっている。といっても、この改善は、2014年に卒業した学生数が少ないことを反映しているのだが。

規制の面では、2014年8月にアメリカ法曹協会はその認証基準について重要な改正を行った。2016-17年にロースクールに入学した学生から、卒業生は法原則、論理、技能および法曹倫理を組み合わせた経験主義科目を少なくとも6単位取得しなければならないことになった。これらの科目では、第1学年のリーガル・リサーチおよびリーガル・ライティングに加えて、専門的スキルや自己反省を行う複数の機会を提供しなければならない。カリフォルニア州弁護士会の陰に隠れて、ABAは15単位にするという提案を検討したが、6単位にすることを選択した。これは幾分控えめではあるが、卒業要件の著しい変化であるといえる。

2013年のシンポジウムでは、カリフォルニア州弁護士会理事会 (California Bar's Board of Trustees) は、特別委員会による15単位の実務能力研修要件の勧告を承認していた。それから、同州弁護士会は、この要件を執行するためにカリフォルニア州裁判所規則の改正草案を作成する「第2段階」の特別委員会を立ち上げた¹⁰。第2次の特別委は、8回の公聴会を開催し、改正

9 LSATの受験者数は、2010年秋に急激に減少した。過去3回のテスト実施 (2014年12月、2015年2月および6月) においては、数値が増加してきている。See LSAC, "Total LSATS Administered - Counts & Percent Increases By Admin & Year," <http://www.lsac.org/lscresources/data/lstatsadministered>

10 ショーナ・マーシャル教授、ルス・ヘレーラ教授および私が第2次特別委員会の委員を務めた。

案を評議会に提出した。変更点を段階的に施行するよう求める指導的なロースクール10校の要望を脇に置いて、評議会はこの規則案を2014年11月に承認した¹¹。それから規則案はカリフォルニア州最高裁判所に承認を求めるために提出された。そしてもし最高裁で承認されれば、施行のための法律が州議会で可決される必要もある。2015年2月に、最高裁が提案を承認することを予期して、カリフォルニア州のほぼすべてのABA認証ロースクールからの代表が議論のために集まった。チャプマン・ロースクールにより招集されたこの会合は、協力的なネットワークを形成し、お互いに意見交換を積み重ねた。そしてこれらのロースクールは、卒業生に実務の準備をさせる第1級の法学教育を提供していくロースクールの能力について楽観的であり、前向きなものであった。しかしながら、2015年8月現在、規則案は依然として最高裁で検討中である。ロースクールは提案に賛成または反対するために集まったわけではないが、アメリカ法科大学院協会の大学院長運営委員会（Deans Steering Committee）は、2015年7月にカリフォルニア州弁護士会の勧告に批判的な意見書を出した。

我々は本当に転換点にいるのだろうか？市場圧力や組織化された弁護士会の活動が、アメリカにおいてどのように法学教育が提供されるべきかということに影響を与えてきたのだろうか？2014年に行われた

3年ごとのアンケート調査¹²によれば、ロースクールのほぼ54パーセントが、リーガル・クリニックには学生からの需要が増していると回答し（ただし、12パーセントは需要が減っていると回答）、およそ60パーセントが現場研修の需要が増していると回答している（ただし、9パーセントは需要が減っていると回答）。学生たちは、クリニックや現場研修が彼らの市場価値と技能を高めることが分かっているのである。調査はまた、ロースクールや教員からのこうした機会の支援や奨励が増えていると記している。私の印象では、より多くのロースクールが需要に応じようとしており、ロースクールはまた、未来の学生を引き付ける競争に勝つためにはよりよい経験主義教育を提供しなければならないこと（または少なくともそのようにしていると思われる）を理解している。例えば、ハーバード・ロースクールは、ABAおよびカリフォルニアでの発展に対応して、ロースクールの経験主義的機会を検証する委員会を任命した。ハーバードは経験主義および臨床教育担当の最初の副学院長を任命して、経験主義教育の重要性を例証した¹³。私の学校であるバークレー・ロースクールにおいても、経験主義教育の特別委員会を設け、私の同僚であるタイ・アルパーを最初の経験主義教育担当部長（Director of Experiential Education）に任命した。

11 特別委員会の委員長から評議会に提出した最終的な覚書は次のアドレスにある。

<http://board.calbar.ca.gov/docs/agendaItem/Public/agendaitem1000012726.pdf>

第2次特別委の最終報告書は次のアドレスにある。

<http://board.calbar.ca.gov/docs/agendaItem/Public/agendaitem1000012730.pdf>

12 ABA完全認証ロースクール198校のうち、174校がアンケート調査に回答した。調査報告書は次のアドレスにある。

http://www.csale.org/files/Report_on_2013-14_CSALE_Survey.pdf

13 See <http://today.law.harvard.edu/daniel-nagin-appointed-vice-dean-for-experiential-and-clinical-education/>.

私は、組織的な弁護士会および市場圧力はいくつかのロースクールに変革を迫るかもしれないと考えている。ロースクールにおける変化が本当に意義のあるものとなるかどうかは、カリフォルニア州最高裁の行動にかかっている¹⁴。その理由は、最高裁で検討中の提案は、カリフォルニアで実務を行おうとする卒業生に、ABAの認証基準の下で要求されるよりも厳しい経験主義教育の基準を充たさなければならないとする

ものだからである。全米のロースクールが、卒業生がカリフォルニアで弁護士資格を認められるように準備させるほど、カリフォルニアは大きな法的市場である。カリフォルニア州弁護士会の提案が承認され、特に他の州でも同じような要件が採択されれば、ロースクールは卒業生に実務の準備をさせるのにより多くのことができるようになるかもしれない。

14 (訳注) しかし、2017年12月の時点でも規則案が「宙に浮いた状態」になっていることについて、チャールズ・D・ワイゼルバーグ(中村良隆訳)「アメリカ法曹協会(ABA)による経験主義教育の単位要件の影響と州弁護士会による弁護士資格付与の規制の努力」比較法学52巻3号163頁、172頁(2019年近刊)参照。